

## 関係業者の皆様へ

かねてより本学契約等関係業務につきまして、ご理解ご協力いただきありがとうございます。

物品購入等契約に係る支払期日については、一月の取引分（当月納品等給付完了分）について適法な請求書を指定日までに受理した場合、翌月25日までに支払うこととしております。

支払日は下記のとおりです。

つきましては、前月末までのお取引分（納品等の給付の完了済分）について当月払いをご希望の業者様におかれましては、代金の請求に必要な関係書類等を下記「契約係提出期限」までに、契約係までご提出くださいますようお願いいたします。

### 記

年月	支払日	契約係提出期限
2019年4月	2019年4月25日	2019年4月16日
2019年5月	2019年5月24日	2019年5月15日
2019年6月	2019年6月25日	2019年6月14日
2019年7月	2019年7月25日	2019年7月16日
2019年8月	2019年8月23日	2019年8月16日
2019年9月	2019年9月25日	2019年9月13日
2019年10月	2019年10月25日	2019年10月16日
2019年11月	2019年11月25日	2019年11月15日
2019年12月	2019年12月25日	2019年12月16日
2020年1月	2020年1月24日	2020年1月15日
2020年2月	2020年2月25日	2020年2月14日
2020年3月	2020年3月25日	2020年3月16日

平成31年2月6日

国立大学法人鹿屋体育大学  
財務課契約係長 吉迫勇次